

○燕市見本市出展小間料補助金交付規程

平成18年3月20日

告示第104号

改正 平成21年3月27日告示第44号
平成23年3月22日告示第40号
平成27年3月25日告示第51号
平成29年3月31日告示第83号
平成31年3月29日告示第96号
令和2年3月31日告示第135号
令和2年5月29日告示第248号
令和3年3月31日告示第125号
令和4年3月28日告示第72号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の中小企業において開発した新製品等を積極的に情報発信し、新規成長市場分野の開拓、同業種・異業種との交流の拡大及び消費者情報等の収集を行うことを目的に見本市等に出展した者に対し、その参加出展小間料の一部を補助するため予算の範囲内で燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号)に基づいて行う補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「中小企業」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定めるところによる。

(交付対象者)

第3条 この告示に基づき補助金の交付を受けることができる者は、市内で事業を営む中小企業者で納税状態が良好なものとする。

(交付基準)

第4条 補助金の交付額は、次に掲げる交付基準により算出した額とする。

- (1) 補助対象 国内開催の見本市に出展するものとする。
- (2) 補助率 補助率は、出展小間料(消費税等を除く。)の2分の1以内とする。

る。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(3) 限度額 25万円

(4) 交付回数 同一年度において、2回までとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ燕市見本市出展小間料補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 市税の納税証明書

(2) 見本市の詳細が確認できるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金交付の可否を決定し、交付すると決定した場合にあっては燕市見本市出展小間料補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した場合にあっては燕市見本市出展小間料補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、当該見本市への出展が完了したときは、燕市見本市出展小間料補助金実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 見本市出展小間料の支払を証するに足る書類の写し

(2) 出展したことを証するに足る書類

(3) 燕市見本市出展小間料補助金交付請求書(様式第5号)

2 実績報告書の提出は、当該見本市の会期終了日又は出展小間料の支払完了日のいずれか遅い日から起算して30日を経過した日までとする。ただし、特別な事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、申請者に対して補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(補助金の交付の特例)

第10条 市長は、第3条に規定する者を代表し、支援機関等の団体が出展を行ったときは、第4条の規定にかかわらず、市長が定めた額の補助金を交付することができる。

(事業成果に関する調査への協力)

第11条 申請者は、補助事業の成果に関して市長が行う調査等に協力しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の燕市見本市出展小間料補助金交付規程(平成10年燕市告示第30号)又は吉田町商工業振興事業費等補助金交付要綱(平成5年吉田町告示第30号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成21年3月27日告示第44号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成23年3月22日告示第40号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日告示第51号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第83号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第96号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第135号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年5月29日告示第248号)

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第125号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月28日告示第72号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。